

更新日：2020年4月18日

会員各位

一般社団法人 日本カイロプラクターズ協会
役員会

緊急事態宣言発令における

カイロプラクティック・オフィスの対応について

4月16日、政府は5月6日まで緊急事態宣言の対象地域を全国に拡大しました。各都道府県では休業要請の対象施設を公開していますが、現時点でカイロプラクティック・オフィス（治療院）は休業要請の対象施設に含まれておりません。

引き続き、日本カイロプラクターズ協会（JAC）は、厚生労働省および各自治体等の政府機関と連携を図りながら対象施設に関する情報を随時更新してお知らせいたします。

<参考>

- 新型コロナウイルス感染症対策
<https://corona.go.jp/>
- 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 令和2年4月16日変更
https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_0416.pdf
- 厚生労働省：新型コロナウイルス感染症について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- WHO：Coronavirus disease (COVID-19) Pandemic
<https://www.who.int/emergencies/diseases/novel-coronavirus-2019>
- 厚生労働省：カイロプラクティック（統合医療）
<https://www.ejim.ncgg.go.jp/public/overseas/c02/04.html>
- WHO：WHO guidelines on basic training and safety in chiropractic
<https://apps.who.int/iris/handle/10665/43352>
- 世界カイロプラクティック連合（WFC）
<https://www.wfc.org/>